奈良県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十三年十月七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者			訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所			居宅サービスの種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地			
有限会社筒井商工	大和郡山市筒井町二七八		介護センターえん	大和郡山市筒井町二七八ー二		訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十三年九月一日
株式会社L・デザイン	香芝市平野九		L・デザイン	葛城市北花内二八八ー二		福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	平成二十三年九月一日
株式会社マイスター	天理市三昧田町一〇九ー一		株式会社マイスター	天理市三昧田町一〇九ー一		福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	平成二十三年九月一日

ウェルコンサル株式会社	奈良市三条大路五ー二ー六一	フレンド倶楽部天理	天理市前栽町二二四ー一	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十三年七月一日
株式会社ジー・ワールド	大阪市天王寺区上本町八ー二ー七ー一〇一	ヘルパーステーションオレスト	生駒郡三郷町勢野北四ー五ー一〇	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十三年八月一日
春光デイセンター合同会社	生駒市壱分町一一三〇	永楽園	生駒市壱分町一一三〇	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十三年六月一日
株式会社ぐりーん	大和郡山市美濃庄町七三三ー一　上野テナント	ぐりーん	大和郡山市美濃庄町七三三ー一　上野テナント	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十三年九月一日